

長野市農業委員会第4回総会議事録

- 1 日 時 令和8年5月29日（金）
開始時刻 午後1時24分 終了時刻 午後2時25分
- 2 場 所 会議室203（第二庁舎10階）
- 3 出席委員
1 番 松本 一好 2 番 新井 清一 3 番 高木喜久夫
4 番 山本 正博 5 番 岡村 勝 6 番 曾根 信一
7 番 田原 早苗 8 番 黒澤 清一 9 番 石坂 秀夫
10 番 米倉眞一郎 11 番 柰津 光博 12 番 清水 貢
13 番 中澤 良浩 14 番 齊藤 弘之 15 番 戸谷 正徳
16 番 北村 守 18 番 池田 昌子 19 番 瀧澤 徳治
20 番 倉石 康正 21 番 長澤めぐみ 22 番 桜井 篤
23 番 篠原 茂光 24 番 相澤 耕市 25 番 本井 治
- 4 欠席委員
17 番 桑原 一利
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 小田切伸夫 主幹兼事務局長補佐 松橋 秀樹 事務局長補佐 西村 武次
事務局長補佐 宮下 匡弘 係 長 小林健一郎 主 査 江守 健二
主 事 玉井みのり 職 員 浅川 清和
農業政策課
主 事 洞野 一樹
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可の取消申出について
議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について
議案第29号 非農地決定について
報告第9号 農地法第4条の規定による届出について
報告第10号 農地法第5条の規定による届出について
報告第11号 農地法第4条の規定による農業用施設（2a未満）の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
報告第12号 管外視察研修について

北村会長代理 ただ今から、第4回総会を開会いたします。本日の総会につきましては、現在の出席人数は在任委員 25 名中 24 名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 17 番の桑原一利委員であります。

 それでは、ご挨拶をいただきたいと思います。初めに、曾根会長よりお願いいたします。

曾根会長 皆さん、お忙しい中ありがとうございます。先日、5月20日には、西部地区調査会管内の視察にご参加いただき、大変ありがとうございました。違った視点での視察となり、大変勉強になりました。

 また、5月26日に19市の会議、27日には県下の会長、局長会議がありまして、その中で示された資料から抜粋して、いくつかご報告させていただきます。一つ目は農業会議関係です。県内では半数の農業委員の改選年ということで、新しい農業委員会体制となった地域が多いことから、農業会議では新任の農業委員、農地利用最適化推進委員を対象とした研修会を、県内4会場で開催する予定とのことです。また文書が出るとは思いますが、長野市では8月25日にホクト文化ホールで開催される予定ですので、ご都合を付けてご参加いただければと思います。

 次に、農業農村を取り巻く課題等についてです。地域計画のブラッシュアップをしていく中で、守るべき農地をどのような形で次世代へつなげていくかが一番の課題であるとの説明がありました。また、次のページでは、令和7年6月に食料システム法が成立し、令和8年4月から全面施行されることが示されております。牛乳、豆腐、納豆、米、野菜の5品目を対象に、適正な価格形成を進めることで、農業者の所得向上や営農意欲につなげていくことが重要であると、鈴木農林水産大臣からも説明があったとのことです。

 最後のページでは、各種補助事業の農政のスケジュールが示されました。地域計画については令和7年度からスタートしておりますが、今後もブラッシュアップを重ねながら適時進めていくことになります。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度についても、今後このスケジュールに沿って進められる予定です。

 先日、農業会議の望月会長と懇談する機会がありました。その中で、安曇野地域では湧水量が減少しているという話題になりました。望月会長のお話では、昭和40年代後半と比較すると、現在は田んぼの面積が半分程度になっているそうです。温暖化の影

響もあると思いますが、以前は田んぼに水を張ることで地下へ浸透し、それが地下水となって循環していました。田んぼの面積が半分になったのが湧水量減少の一因ではないかとのお話でした。どこに原因があるかは分かりませんが、水の問題は非常に難しいというお話でした。

本日は議案も多くございますので、総会が円滑に進行できますよう、ご協力をお願いいたします。本日は、一日よろしく願いいたします。

北村会長代理 ありがとうございます。次に、小田切事務局長からお願いいたします。

小田切事務局長 皆さん、お疲れさまでございます。本日は、第4回農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、会長からもお話がありましたが、先週の管内視察につきましては、松本地区調査会長をはじめ、西部地区の農業委員さんにご協力をいただき、無事に実施することができました。私も現地に伺い、直接農業者の皆さまからお話をお聞きすることができ、大変勉強になりました。改めまして、ご協力いただいた皆さまに感謝申し上げます。

また、これも会長からお話がありましたが、今週、会長とともに19市、そして長野県の会長、事務局長会議に出席してまいりました。各地区の皆さまと意見交換をする機会があり、大変参考になりました。その中で特に話題となったのが、地域計画の関係です。どの市町村においても、進め方について苦慮されている状況がうかがえました。その中で印象的だったのは、農業委員会と市長部局の農政担当課が一体となって業務を進めている自治体では、比較的スムーズに進んでいる一方、それぞれが独立した組織となっている自治体では、どちらが主体となって進めるのかという部分で苦労しているというお話でした。長野市につきましても組織は独立しておりますが、そのような状況にならないよう、農業政策課と事務局がしっかり連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の総会でございますが、農地法に関わる議案が6件、報告事項が3件ございます。また、その他といたしまして、農業委員会に係る事項について1件の報告がございます。委員の皆さまには、慎重審議をお願い申し上げます。私からは以上でございます。

北村会長代理 ありがとうございます。それでは、議長就任であります、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、曾根会長に就任いただきます。会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。
着座で失礼します。スムーズな議事進行ができますように、委員
各位のご協力をお願いいたします。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 8 番 黒澤清
一委員、議席番号 9 番 石坂秀夫委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第
3 条第 1 項では、農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配
偶者に関する事項について、その議事に参与することができない
とされております。本日の議事につきまして、お手元に配布しま
した別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない
案件がございます。このほかに本日、当事者又は関係者となっ
ている方がいらっしゃいましたら、この場でお申し出ください。よ
ろしいでしょうか。

【該当なし】

議長 次に、議案の訂正の報告を事務局よりお願いいたします。

松橋主幹 事務局の松橋です。よろしくお願いします。

兼事務局長補佐 初めに、本日の資料についてご説明します。別紙総会資料一覧
(確認用)をご覧ください。本日配布した資料、また事務局から
事前に送付し、ご持参いただいている資料は、一覧表のとおりで
すので、ご確認をお願いします。

次に、議案の訂正ですが、今回はございません。報告は以上で
ございます。

議長 続きまして、議案第 24 号を議題といたします。事務局より説
明をお願いいたします。

松橋主幹 議案書 1 ページ、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可
兼事務局長補佐 申請について、ご説明します。農地法第 3 条は、農地の所有権移
転や権利設定をする際に必要となる許可申請で、農業委員会が許
可を決定するものです。

今回の案件は、番号 1 番から 2 ページ 19 番までの 19 件です。
このうち農家創設は、1 番と 7 番の 2 件でございます。いずれも
農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可要件に適合しているものと判
断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、各地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく
意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、
1 番から 3 番についてお願いいたします。

清水地区調査会長 北部の清水です。1 番ですが、譲受人は民泊を経営しておりま
して、現在の耕作地の隣接地を所有するということで申請があり
ました。周り等について、特に問題ございません。民泊で利用す
る野菜等を作りたいということでありますので、許可妥当と判断
いたしました。

2 番ですが、社会福祉法人の特例というんですか、そういう関係で今回、後継者不足で悩んでいる田んぼを有償で所有するというのでございます。これについては、賛成多数で許可妥当と判断いたしました。

3 番であります、中野さんは家庭菜園を営むということで、近隣は中古車の駐車場等もありまして、特に問題ありませんので、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、中部地区調査会長から、4 番から 6 番についてお願いいたします。

山本地区調査会長 中部地区の山本でございます。それでは、4 番から 6 番について、3 件報告申し上げます。番号 4 番につきましては、譲渡人から譲受人に有償で農地の所有権を移転するという案件でございます。譲受人は、今回の申請地に隣接する農地で麦を栽培しているということでございます。申請地においても麦を栽培する予定であります。調査会にて審議を行った結果、問題なしとし許可相当と判断いたしました。

続きまして 5 番ですが、譲渡人は譲受人に有償で農地の所有権を移転する案件となります。譲受人は、水稻を栽培予定であります。調査会において審議を行った結果、問題なしとし許可相当と判断いたしました。

6 番につきましては、譲渡人から譲受人に無償で農地の所有権を移転する案件となります。直近まで譲受人は、申請地において譲渡人から借受けて耕作を行っており、調査会にて審議を行った結果、問題なしとし許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、7 番から 10 番についてお願いいたします。

弥津地区調査会長 7 番、これは父から子どもに譲り渡すということです。農家創設の案件でございます。受人に調査会に来ていただき、営農計画を発表していただきました。受人は今後、父の農業を継承していくために申請地を権利設定するものです。作付作物は、水稻、きゅうり、なす等です。調査会で審議を行った結果、問題なく許可相当と判断をいたしました。

続きまして、8 番につきましては、有償の所有権移転です。申請地は、受人の自宅隣接地にあり、渡人と話合いの中で、所有権移転することになりました。作るものは、トマト、なす、おくら等の野菜です。こちらも審議しましたが問題ございません。

9 番、これにつきましては、有償の所有権移転です。申請地の隣接地に受人の耕作地があり、規模拡大をするために所有権を移転するものとなります。作るものは、ぶどうです。問題ございません。

最後に、10 番でございます。受人の自宅の隣に農地が隣接しておりまして、そこで作付けするものは、なす、きゅうり、ねぎ等の野菜を作るということで、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、11 番から 19 番についてお願いします。

池田地区調査会長 東部の池田です。11 番、渡人は高齢のため農地を処分したいとの意向から、受人も高齢ではありますが精力的に耕作をしているため、所有権移転となったものです。

12 番、生前に農地の一部を●●に貸していたことから、相続財産清算人を通して、他の農地も全部、無償で所有権移転をするものです。

13 番、受人は 2 年前から梨畑を借りていましたが、地主が亡くなったことから、正式に契約をしたものです。

14 番、渡人は高齢になり耕作ができないので譲りたいとの意向があり、新規就農した若い方に所有権移転となりました。

15 番、渡人は一人暮らしで高齢のため、人に頼んで畑の草刈りをしていましたが、近くの人に畑を借りてもらい、その方に所有権移転となりました。

16 番、渡人は高齢になり耕作が困難になったため、受人と 2 人で話し合っって無償譲渡となりました。

17 番、これは渡人が 2 人いるんですけれども、1 人目は高齢で農業をしていましたが、機械が壊れ耕作ができなくなったことから、受人が作ってくれることになったものです。もう 1 人の地主の方が、河川敷で長芋を作っていましたが、畑として難があるため、今回、受人が所有権移転をして、ヘーゼルナッツを植える予定です。

18 番、親の代から農地を交換して耕作していましたが、正式に手続きをしようとしたところ、申請者に違反があり、それをそれぞれきれいにして、今回の申請にこぎつけたものです。

19 番、相続により農地を所有しましたが、自身では農業はしないため、拡大意欲のある受人に耕作をしてもらうことになりました。調査会では、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 では、採決を行います。議案第 24 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 24 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 25 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹 兼 事務局長 補佐 議案書 2 ページ、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。農地法第 5 条は、農地の転用に際し、所有権移転や権利設定を伴う場合に必要となる許可申請です。県知事の許可が必要で、農業委員会では意見書を付して申請書を県に送付しています。

今回の案件は、番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。1 番は農家住宅、2 番は砂利採取のための一時転用をする案件、3 番は仮設事務所、トイレ、重機置場等を設置するため一時転用する案件でございます。いずれも農地法第 5 条第 2 項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しております。

なお、先月総会で許可相当とし、県に意見書を送付した 4 条の 3 件、5 条の 10 件は、全て許可になりましたことを報告いたします。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、各地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、1 番についてお願いいたします。

山本地区調査会長 中部の山本でございます。議案第 25 号の 1 番ということで、これにつきましては、農家住宅を建築する案件となります。譲渡人と譲受人は、祖父と孫であります。譲受人は、周辺で農業を営んでおります。現在、譲受人は借家住まいで手狭であり、耕作地への利便性も考慮した上で、今回の申請に至ったものであります。現地を確認し、調査会にて審議を行った結果、問題なしとし許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、南部地区調査会長から、2 番についてお願いいたします。

柰津地区調査会長 南部地区調査会の柰津です。2 番につきましては、篠ノ井小松原において、砂利を採取するという申請です。地区調査会では、私も現地に行きました。担当委員と事務局も現地に集まり、事業者から聞き取り調査をいたしました。周辺農地への影響については、敷地境界線を 2 メートルほど確保するため、特に粉じん等が出る作業等は時期を確認しながら、十分に注意をするということを確認しました。また、埋戻し用の土につきましては、検査により基準を満たしているかチェックを必ず行い、地盤沈下のないように実施するということです。埋戻し用の土につきましては、石が混じっていないか確認し、その都度石を拾う、一周するということを確認しております。事業終了後の復旧につきましては、地

主と確認を行い、作付けの目的に合うように、事業者が責任を持って行うということです。この期間につきましては、許可をしてから1年間という期間が設けられています。南部地区調査会では、審議をした結果、周辺農地への営農条件に支障が生じる恐れがないと認められ、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、3番についてお願いします。
池田地区調査会長 東部の池田です。県単道路改築工事に伴う一時転用の案件です。調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第25号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号は、原案どおり決定し、県知事に意見書を提出します。

続きまして、議案第26号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 議案書2ページ、議案第26号 農地法第5条の規定による許可
兼 事務局 長 補 佐 後の計画変更申請について、ご説明いたします。県による転用許可を受けた後に、当該事業計画に変更が生じた場合に行う申請で、許可申請に準じた手続きとなります。

今回の案件は、番号1番から3番までの3件でございます。1番は一時転用期間の延長、2番は転用面積の変更、3番は転用目的を変更する案件でございます。いずれも許可要件に適合しているものと判断しております。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、各地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番と2番についてお願いいたします。

清水地区調査会長 北部の清水です。1番ですが、建築業者との工程調整と、近接地の電柱についての電柱管理者との施工協議に時間を要したことから、一時転用期間を延長する申請でございます。特に問題ございません。

2番ですが、境界が誤っておりまして、最終的に境界の立会いをしたときに判明したということで、転用面積を変更するものです。これも特に問題ございませんので、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、3番についてお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。3番ですが、最初は農業後継者別棟住宅を建てる予定でしたが、農業用倉庫も必要ということで、一緒に建てる計画に変更したものです。調査会では、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第26号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり決定し、県知事に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第27号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 議案書2ページ、議案第27号 農地法第5条の規定による許可
兼 事務局 長補佐 の取消申出について、ご説明いたします。本件は、仮設駐車場としての許可を取り消すもので、転用事業は行われておらず、現況も農地であることから、取消し相当と判断しております。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。1番ですが、●●株式会社の社屋の建替え工事計画に当たり、駐車場が使用できなくなるため、仮設駐車場の申請をしましたが、社屋建替え工事の見通しが立てなくなったため、仮設駐車場の申請も取り下げたというものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第27号について、許可を取り消すことに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号は、取消し相当と決定し、県知事に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第28号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の洞野と申します。私の方から、議案第28号につ
洞 野 主 事 いて、ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について、ご説明申し上げます。まず、(1)機構集積・機構配分一括方

式ですが、農地中間管理機構による農地の借受けと貸付を一括して行う計画になります。こちらは、3 ページの1 番から 11 ページ 437 番の合計 756 筆について、借受けと貸付を行うものです。今回につきましては、来年1 月からの更新の案件を含むため、件数が大変多くなっております。

次に、11 ページをご覧ください。11 ページ(2)の機構配分（耕作者変更）は、既に農地中間管理機構が借り受けている農地を、新たな耕作者へ貸付先を変更する計画になります。11 ページの1 番から 12 ページ 68 番までの合計 99 筆について、貸付を行うものでございます。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に定める農用地利用集積等促進計画の要件に適合しているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告を、農家創設も含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、3 ページの1 番から 6 ページの 173 番までと、11 ページの1 番から 3 番までをお願いいたします。

清水地区調査会長 北部の清水でございます。大変件数が多くありますが、特に問題ありません。6 番と 71 番、72 番、147 番が農家創設でございます。いずれも北部調査会に本人に来ていただきまして、耕作意欲も十分ございますので、特に問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、西部地区調査会長から、6 ページの 174 番から 7 ページの 235 番までをお願いいたします。

松本地区調査会長 西部地区調査会の松本です。全て問題なしということなので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、7 ページの 236 番から 9 ページの 341 番までと、11 ページの 4 番から 7 番までをお願いいたします。

山本地区調査会長 中部地区の山本です。こちらの記載のとおりで問題はないということですが、その中で、237 番、238 番の合わせて1 件ですが、これにつきまして農家創設ということで、本人から直接お話を聞きし、営農計画について確認をいたしました。申請地では、りんごを栽培する予定です。将来的には、借受農地を 50 アールほどまでに増やしてみたいということでございます。農業については、●●組合等でアルバイト等の経験もあり、知り合いも地区にいることから、特に問題はないと判断しました。以上でございます。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、9 ページの 342 番から 10 ページの 388 番までと、11 ページの 8 番と 9 番をお願いします。

柰津地区調査会長 これらにつきましては、調査会でも問題はありませんでした。

農家創設の 373 番につきましては、本人に調査会に来ていただきまして、原案のとおり問題がないというのを審議しました。営農方針もしっかりしておりまして、定年して農業をやりたいということでした。問題ございません。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、10 ページの 389 番から 11 ページの 437 番までと、11 ページの 10 番から 12 ページの 68 番までをお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。原案どおり問題はないということでお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。別紙 1 に記載のある案件については、関係委員が議事に参与することはできません。まず、関係する委員のいない別紙 1 以外の案件について、質疑を行います。発言がある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。別紙 1 以外の案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。次に、別紙 1 に記載のある案件について、質疑を行います。まず、10 ページ 382 番です。

松 橋 主 幹 議長、事務局からお願いいたします。

兼 事務局 長 補佐 はい。

松 橋 主 幹 議案の中に、もう 1 名、議事に参与できない案件が出てきましたので、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。お手元に配布しています議事に参与できない方の一覧というのをお手元でご覧いただきたいと思います。今、1 番と 2 番、2 件ございます。ここにですね、もう 1 件追加をお願いしたいと思います。ナンバー 3 としまして、9 ページになります。項目は、上と同様に(1)機構集積・機構配分の一括方式になりまして、番号が 349 番、350 番、368 番、369 番になります。関係委員のお名前ですが、南部の●●委員になります。こちらを加えていただきまして、ただ今の別紙 1 以外の案件から、審議の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ●●委員からやり直していいですか。

松 橋 主 幹 そうですね、先ほどの別紙 1 以外の案件からというところからをお願いしたいと思います。

議 長 では、●●委員も別紙 1 の中に入れていただきたいと思います。別紙 1 に記載のある関係委員は議事に参与することができま

せん。まず、関係する委員のいない別紙1以外の案件について、質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。別紙1以外の案件について、原案どおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。次に、別紙1に記載のある案件について質疑を行います。まず10ページ382番ですが、●●が関係していますので退席し、その間、議事進行は農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、北村代理をお願いいたします。

【●●退室】

北村会長代理 それでは、382番について、●●の代理として議事を進行いたします。10ページ382番について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

北村会長代理 ないようですので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

北村会長代理 全員賛成ですので、●●の入室を許可いたします。

【●●入室】

議 長 北村代理ありがとうございます。次に、10ページの407番から409番までは、●●委員が関係しておりますので、●●委員は退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 10ページ407番から409番について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 次に、9ページ349番、350番、368番、369番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員は退席をお願いします。

【●●委員退室】

議 長 では、9ページ349番、350番、368番、369番について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、議案第 29 号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

松 橋 主 幹 議案第 29 号 非農地決定について、ご説明します。議案書 13 ページをご覧ください。非農地決定は、農地利用状況調査で山林、原野と判定された農地のうち、所有者から申請のあったものを総会で非農地と決定するものでございます。非農地決定をした農地については、農業委員会から通知書を送付しますので、所有者は通知書を添付して、地目変更登記を申請する流れになっております。

議 長 今回の案件は、1 番から 44 番でございます。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 29 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 29 号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第 9 号、10 号、11 号について、事務局より説明をお願いします。

松 橋 主 幹 議案書の 14 ページをご覧ください。まず、報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出と、報告第 10 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご説明します。市街化区域内の農地を転用する場合、許可は不要ですが、農業委員会に届出を提出いただく必要があります。今回の報告は、先月届出のあった案件で、4 条が 8 件、5 条が 14 件になります。いずれも事務局長専決により受理したことを報告いたします。

議 長 次に、15 ページの報告第 11 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 2 アール未満の届出について、ご説明します。耕作者が自己の所有する農地に、2 アール未満の農業用施設を設置する場合、許可は不要になりますが、農業委員会に届出書を提出いただいております。今回の報告は 1 件で、事務局長専決により受理したことを報告します。説明は以上でございます。

議 長 ただ今の報告に関し、発言のある方は挙手をお願いいたします。

す。よろしいですか。

【質疑なし】

議長 報告案件ですので、ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、報告第 12 号 管外視察研修について、事務局より説明をお願いいたします。

江 守 主 査 農業委員会事務局の江守と申します。着座にてご説明申し上げますので、お願いします。

皆さまのお手元の資料 1 をご覧ください。令和 8 年度管外視察研修（案）となっております。現在の段階で決まっていることをご報告したいと思います。毎年、管外視察研修を行っておりますが、今年は令和 8 年 8 月 20 日木曜日から 21 日の金曜日にかけて行いたいと思っております。視察先ですが 4 つありまして、まず 1 つ目、白馬ファーム株式会社です。長野県の白馬村にある会社ですが、主な作物としてはお米です。お米を 20 町歩くらいやっております、その他として大きな倉庫を持っていて、薪の販売をやっているそうです。そういったところで、面白い話も聞けるのかなということで、1 個目の視察地としております。

2 個目の視察地です。カゴメ野菜生活ファーム株式会社、こちら長野県の富士見町にございまして、コンセプトとしては、農業・観光・工業が一体化した野菜のテーマパークとなっております。ファーム内のカゴメ富士見工場では、ご存知かと思うんですが、スーパーとかでよく売られている●●という飲み物があるんですけれども、この主力工場がございます。結構、富士見町とも連携しながら、富士見町の農業活性化のためも含めて設立した施設だそうです。会社が好調なようですので、こちらもまた参考になるようなことがあると思ひまして、2 番目の視察先とさせていただきます。

3 番目、株式会社あぐりフルーツ、山梨県の甲州市というところにございます。農協の JA 出資型農業生産法人でございまして、事業内容としては、いろいろやっておるんですが、主に 4 つ。まずは農業経営、山梨といえばやっぱりぶどうの産地というものがありまして、ぶどうが 264 アール、桃が 185 アール、ほかに柿などもやっておるようです。遊休農地及び遊休ハウス施設を有効活用した農業経営をしているということです。2 番目として、農作業の受託等も行っているようです。農作業要員の人材派遣や機械等のリース、レンタル事業を行っているそうです。3 番目です、ここが一番お聞きしたいところかなと思うところなんですが、新規就農者の育成事業ということで、研修生を受け入れておりまして、栽培技術、経営管理などを修得してもらった後、同じ甲州市内を中心に独立支援をして手助けをしていると、若手の方の育成

事業をしているということだそうです。ここがメインになってくるかなと思います。4 番目として、農業経営の実証事業ということで、新技術の現地栽培試験委託等を行っているような会社でございます。いずれにしても、いろいろな事業を経営されておりますので、視察させていただいてお話とか伺いすれば、結構ためになるようなお話があるんじゃないかと思ひまして、計画させていただきました。

最後 4 番目です。山梨県の北杜市農業委員会になります。当初、山梨県の農業会議のほうにお話ししまして、どこか農業委員会で視察できる特色のあるようなところを探してもらえないかということでお願いしておったんですが、それでしたらと向こうからの提案がございまして、特色のある北杜市のお話をいただきました。どんな特色かということ、企業参加型農業、企業を誘致して農業をやっつけようということで、北杜市がいろいろとやっているということで、選ばせていただきました。以上 4 つの視察先を候補にさせていただいております。

日程としては、今考えているところでは、視察先の 1 番と 2 番を 1 日目、カゴメ野菜生活ファームの株式会社の視察が終わったところで、そのまま山梨に行きまして、山梨の甲州市か甲府市辺りで一泊するような形になります。一泊して 2 日目の午前中に、株式会社あぐりフルーツ、午後に山梨県の北杜市農業委員会に行って、こちらに戻ってくるという形になるかなと思っております。私の方からは以上です。よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。ただ今の説明は途中経過ですので、発言のある方は挙手をお願いいたします。参考までに、この武田さんという方は、元大北農協の畜産の技術員をやっておりまして、白馬から小谷に抜けるところの全農の養豚場、●●頭飼っているのですが、その養豚場を現役の時に設立したメンバーですので、また楽しい話が聞けると思います。それから薪ですが、間口 50 メートル、奥行 100 メートルの倉庫がありまして、そこで薪の販売をやっているということです。また見ていただきたいと思います。以上です。

北 村 会 長 代 理

もう一つ補足させていただきますけれども、あぐりフルーツというのは 2022 年に設立して、フルーツ山梨というのは山梨で一番の取扱いのあるところなんですけども、2022 年に設立してこうやって大規模に農業経営をして、そして新規就農者の育成もしているということで、非常に期待できるのではないかと考えております。

議

長

報告案件ですので、ご了解をいただきたいと思います。予定していた議事が終了いたしましたので、私の議長の任を解かしてい

たきます。ご協力いただきありがとうございます。では、北村代理にお返しします。

北村会長代理 曽根会長大変お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となります。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、何かありましたら。

それでは、事務局から今後の日程等について、ご説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村です。私から連絡事項を申し上げます。お手元の総会の次第をご覧ください。次第の下段になりますが、次回第5回総会は、6月30日火曜日の午後1時30分から、場所は第二庁舎10階の会議室203で行います。総会終了後、同じ会場におきまして、農業者年金推進委員会を開催しますので、年金推進委員の皆さまはご出席をお願いいたします。

続いて、総会次第の裏面をご覧ください。6月の地区調査会及び農家相談会の日程と、6月から7月にかけての会議等の日程を記載してございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の総会で使用した資料のうち、取扱注意の記載がございます第4回総会農地法等議案の資料は、個人情報が含まれているため、事務局で回収を行います。机の上に置いた状態でご退席をお願いいたします。連絡事項は以上です。

北村会長代理 ありがとうございます。以上で、第4回総会を終了いたします。ありがとうございました。